

# 和光市公園利活用のための検討業務委託 特記仕様書

## 1 委託する業務の名称

和光市公園利活用のための検討業務委託

## 2 業務の目的

本業務は、市内公園の現状、市民意向、関係者意見等を整理・分析し、公園の利活用を活性化させるとともに、令和9年度以降の実証的取組につながる公園利活用方策を検討するための業務である。

本市の公園は、日常的な憩いの場、子どもの遊び場、健康づくり、地域交流、防災、景観形成等の多様な役割を有する地域資源であり、地域の実情に応じて、より効果的に活用していくことが求められている。

検討に当たっては、市内公園の基礎情報、地域特性、利用状況、住民意向、関係団体等の意見及び他自治体等の事例を踏まえ、公園ごとの特性、可能性及び課題を整理するものとする。

また、行政による維持管理の視点だけでなく、市民、地域団体、事業者等が公園に関わり、無理なく継続できる利用・運営のあり方を重視し、公園利活用検討委員会での意見を踏まえながら、令和9年度以降の実施、評価及び改善につながる方策の検討を行うことを目的とする。

## 3 業務を委託する期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

本業務の主な実施スケジュールは、別紙1「業務スケジュール(案)」のとおりとする。ただし、当該スケジュールは現時点の想定であり、業務の進捗、市との協議、検討委員会の日程調整等により変更が生じる場合がある。

## 4 対象範囲

本業務の対象は、市内に存する公園のうち、和光市又は和光市以外の公共機関が管理する公園とする。なお、民間事業者、マンション管理組合その他民間主体が管理する広場、空地、公開空地等については、本業務の対象に含めないものとする。

このほか、和光市以外の公共機関が管理する公園に関する具体的な利活用方策、管理又は整備に関する検討事項については、市が直接実施するものとしてではなく、必要に応じて当該公園を管理する公共機関への要望又は協議事項として整理するものとする。

## 5 配置技術者

受託者は、本業務を円滑かつ適切に実施するため、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置するものとする。

### (1)管理技術者

管理技術者は、本業務全体の進行管理、市との連絡調整、検討委員会対応、成果品の管理等を行う者とし、次のいずれかの資格を有する者を1名配置すること。

ア 技術士 総合技術監理部門:建設または建設部門:都市及び地方計画

イ RCCM 都市計画及び地方計画または造園

### (2)照査技術者

照査技術者は、成果品の内容、数値、表記、検討結果等の確認を行う者とし、次のいずれかの資格を有する者を1名以上配置すること。

ア 技術士 総合技術監理部門:建設または建設部門:都市及び地方計画

イ RCCM 都市計画及び地方計画または造園

### (3)担当技術者

担当技術者は、現状整理、住民意向調査、関係者ヒアリング、事例整理、会議資料作成、方策検討等を行う者とし、本業務に関連する資格又は実務経験を有する者を1名以上配置すること。また、本業務を遂行するために必要な人員数を確保すること。

1名以上配置する担当技術者に係る資格の例は、次のとおりとする。

ア 技術士 総合技術監理部門:建設または建設部門:都市及び地方計画

イ RCCM 都市計画及び地方計画または造園

ウ 登録ランドスケープアーキテクト

エ 認定都市プランナー

オ 技術士補

※上記有資格者を1名以上配置すればその他の担当技術者の資格の有無は問わない。

#### (4)兼務の制限

管理技術者、照査技術者、担当技術者はそれぞれ兼務できない。

#### (5)提出書類

受託者は、契約締結後、配置技術者ごとに、氏名、役割、実務経験、保有資格等を記載した実施体制表、業務経歴書、資格証の写し及び雇用関係を証する書類を市に提出するものとする。

## 6 委託する業務の内容

### (1)計画準備

受託者は、本業務の着手に当たり、業務実施方針、業務工程、実施体制、調査方法、打合せ計画等を整理した業務計画書を作成し、市の承認を得るものとする。

業務計画書には、現況把握、住民意向調査、関係者ヒアリング、事例整理、公園利活用検討委員会、方策案作成、報告書作成等の各業務の関係性を整理するとともに、各回の検討委員会に向けた資料作成、市との協議、委員意見の反映及び方策案の修正等を含む工程を示すものとする。

また、業務の進捗、調査結果、検討委員会での意見等に応じて、必要な整理、追加分析、資料修正等を行いながら、業務を円滑に進めるための考え方を示すものとする。

### (2)公園利活用のための市内公園に係る現況把握

受託者は、公園利活用方策案の検討に必要な基礎情報を把握するため、市内公園の現状、市内人口特性、公園周辺施設、市内関係団体、住民意向、関係者意見及び他自治体等の事例について、調査、整理及び分析を行うものとする。

現況把握の結果は、単なる情報の集約にとどめず、公園利活用方策案の作成、公園利活用検討委員会における論点整理及び令和9年度以降の実証的取組の検討に活用できるよう整理するものとする。

#### ア 市内公園の現状整理及び課題整理

受託者は、市が提供する資料及び受託者が収集する資料をもとに、市内公園の現状整理及び課題整理を行う。

整理する内容は、概ね次のとおりとする。

(1)市内公園の位置、分布、面積、種別、管理区分

(2)各公園の施設状況

(3)公園に関する苦情、要望、相談等の傾向

(4)公園利用に係る現行手続、許可、届出、禁止事項、運用条件等

(5)維持管理上の課題

(6)関連計画、上位計画、庁内施策等との関係

(7)その他、公園利活用方策の検討に必要な事項

課題整理に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(A)単に課題を列挙するのではなく、公園の規模、立地、施設構成、周辺地域の特性、利用状況、管理主体等を踏まえ、利活用方策の検討につながるよう整理すること。

(B)市民、地域団体、事業者等が関わりやすい公園利活用や、持続可能な利用・運営につながる視点を踏まえ、公園利活用検討委員会における論点整理及び利活用方策の検討に活用できるよう整理すること。

#### イ 市内人口特性の整理

受託者は、市内公園の利活用方策を検討するため、市内の人口分布、年齢構成、世帯構成その他必要な人口特性を整理するものとする。

整理に当たっては、公園の位置、周辺地域の特性、利用が想定される世代等との関係を踏まえ、公園ごとの利用可能性や地域ニーズを把握するための基礎資料として活用できるよう整理するものとする。

#### ウ 公園周辺施設の整理

受託者は、公園周辺の公共施設、学校、保育施設、福祉施設、商業施設、交通施設、地域活動拠点その他公園利活用に関係する施設の状況を整理するものとする。

整理に当たっては、公園と周辺施設との関係性、連携の可能性、利用者の動線、地域活動との接点等を踏まえ、利活用方策及び実証的取組の検討に活用できるよう整理するものとする。

#### エ 市内関係団体の整理

受託者は、公園利活用に関係する地域団体、市民活動団体、自治会、学校関係者、子育て関係団体、福祉関係団体、事業者その他関係主体について、把握可能な範囲で整理するものとする。

整理に当たっては、各主体の活動内容、公園との関わり、連携可能性、今後のヒアリング対象としての必要性等を踏まえ、公園利活用方策及び検討委員会における議論に活用できるよう整理するものとする。

#### オ 住民意向調査

受託者は、市民の公園利用の実態、利活用ニーズ、課題認識、今後の公園利用に関する意向等を把握するため、住民意向調査を実施する。

調査方法、設問内容、実施時期、集計方法等については、市と協議の上、決定するものとする。

住民意向調査の実施に当たっては、個別具体的な公園、遊具その他施設に対する要望又は不満の把握を主たる目的とするのではなく、市民が公園をどのように利用したいか、どのような条件であれば活動や地域交流に関わりやすいか、実証的取組への参加意向や利用上の不安等を把握できるよう留意するものとする。

住民意向調査の発送数は、2,000 通程度を想定する。ただし、受託者が本業務の効果を高めるために必要と考える場合は、委託料上限額の範囲内において、発送数を増やす提案を行うことを妨げない。

意向調査の封入、封緘、発送、回収、回答データ入力、集計及び結果整理は受託者が行うものとする。また、当該調査を分析し、公園利活用検討委員会のための資料等に活かすものとする。

#### カ 関係者ヒアリング

受託者は、公園利活用に関係する団体、関係機関、庁内関係部署等に対し、必要に応じてヒアリング等を実施する。

ヒアリング等の実施の要否、対象、実施方法及び時期については、市と協議の上、業務計画書に定めるものとする。

ヒアリング等では、各主体が公園に期待する役割、現在の利用実態、利用上の課題、活動実施に必要な条件、継続的な活動に向けた課題等を把握するものとする。

#### キ 他自治体等の事例整理

受託者は、公園利活用、公共空間活用、市民活動支援、地域コミュニティ形成、日常的な公園利用促進等に関する他自治体、民間、団体等の事例を整理する。

事例整理に当たっては、本市の公園規模、地域特性、行政体制、維持管理上の課題等を踏まえ、本市で応用可能な要素を整理するものとする。

### (3)公園利活用方策案の作成

受託者は、6委託する業務の内容(2)公園利活用のための市内公園に係る現況把握及び(5)公園利活用方策の検討及び作成の内容に留意し、市内公園の利活用方策案を作成し、公園利活用検討委員会に諮る内容として整理するものとする。

方策案の作成に当たっては、市内公園の特性、可能性、課題、住民意向、関係者意見及び他自治体等の事例を相互に関連付け、検討委員会における議論のたたき台として、論点、方向性、実証的取組の候補及び検討上の留意点を分かりやすく整理するものとする。

#### (4)公園利活用検討委員会の運営支援

受託者は、公園利活用検討委員会の開催に当たり、市の事務局運営を支援するものとする。

受託者は、6委託する業務の内容(3)で作成した公園利活用方策案をもって検討委員会に諮り、学識経験者、市民、地域団体等の意見を取り入れながら、利活用方策の検討を深めるものとする。

検討委員会は、令和8年度中に3回の開催を予定する。

受託者が行う運営支援の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 会議資料の作成
- イ 説明用資料の作成
- ウ 会議への出席
- エ 議事要旨又は議事録の作成
- オ 委員意見の整理
- カ 会議結果を踏まえた調査及び方策案の修正
- キ その他、検討委員会運営に必要な支援

会議資料は、委員が論点を把握しやすいよう、図表、地図、一覧表等を活用し、分かりやすく整理するものとする。

なお、白子三丁目第1公園については、令和9年度以降の実証的取組につなげる候補の一つとして、検討委員会において取り扱うものとする。

受託者は、公園利活用検討委員会における議論、委員からの意見、市との協議等により、本業務の目的達成に必要なと認められる資料整理、追加集計、事例確認、分析等を実施するものとする。

本項に基づく調査等の実施については、市と受託者が協議の上、実施事項等を検討するものとする。

#### (5)公園利活用方策の検討及び作成

受託者は、前各号の調査結果、公園利活用方策案及び公園利活用検討委員会における意見を踏まえ、市内公園の利活用方策を検討するものとする。

検討に当たっては、概ね次の事項を整理するものとする。

- ア 市内公園の利活用に係る基本的な考え方
- イ 公園の分類及び分類ごとの利活用の方向性
- ウ 日常的利用を促進する方策
- エ 市民活動及び地域活動につなげる方策
- オ 市民、地域団体、事業者等が関わりやすい公園利活用及び持続可能な利用・運営につなげる方策
- カ 公園を活用した実証的取組の候補
- キ 対象公園及び実施内容の優先順位
- ク 想定される実施に必要なルール、手続、運用条件
- ケ 維持管理、安全管理、近隣配慮に関する留意点
- コ 効果検証の方法及び評価指標案
- サ 実施に当たっての事業費
- シ 令和9年度以降の実施スケジュール案

利活用方策は、実現可能性を踏まえたものとし、短期的に実施可能な取組、中長期的に検討すべき取組、制度・運用の整理が必要な取組に分けて整理するものとする。

また、検討に当たっては、市が実施主体となる取組だけでなく、市民、地域団体、事業者等が無理なく関わることができる仕組み、日常的な利用促進、地域交流、安全管理、近隣配慮、維持管理上の負担等を踏まえ、持続可能な利用・運営につながる内容となるよう留意するものとする。

白子三丁目第1公園については、令和9年度以降の実証的取組につなげる候補の一つとして、公園の規模、立地、施設構成、周辺地域の特性、これまでの検討経緯等を踏まえ、市民、地域団体、事業者等が関わりやすく、無理なく継続できる実証可能な取組案を整理するものとする。

#### (6)令和9年度以降の実施・評価に向けた整理

受託者は、本業務の成果を令和9年度以降の実証的取組につなげるため、次の事項を整理するものとする。

- ア 令和9年度に実施候補となる取組
- イ 対象公園候補
- ウ 実施主体及び関係主体
- エ 必要な手続、調整事項、準備事項
- オ 実施時期及び概略スケジュール
- カ 安全管理及び近隣配慮
- キ 効果検証の方法
- ク 評価指標案
- ケ 継続又は改善に向けた判断材料
- コ 令和9年度以降に実施予定の事業の費用

#### (7)報告書の作成

受託者は、6委託する業務の内容(1)から(6)までの内容を取りまとめ、業務報告書を作成するものとする。

また、公園利活用検討委員会の検討等により当該業務委託以外の項目が生じた場合は、その項目についても含めることとする。なお、取りまとめる内容については市と協議の上決定すること。

#### (8)打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針、疑義事項、委員会資料、成果品の内容等について確認を行うものとする。

受託者は、打合せの都度、議事録を作成し、市に提出するものとする。また、業務を円滑に遂行するため、逐次、市と連絡調整を行うこと。

#### (9)成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ア 業務報告書 2部
- イ 市内公園基礎データ整理表 1式
- ウ 市内人口特性、公園周辺施設及び市内関係団体の整理資料 1式
- エ 住民意向調査結果資料 1式
- オ 関係者ヒアリング等記録及び整理資料 1式
- カ 公園利活用検討委員会資料、議事録、意見整理表 1式
- キ 公園利活用方策案資料 1式
- ク 令和9年度以降の実証的取組候補整理資料 1式
- ケ 打合せ議事録 1式
- コ 上記成果品の電子データ 1式

電子データは、PDF形式のほか、市が編集可能な形式、原則としてWord、Excel、PowerPoint等で提出するものとする。

### 7 委託料に含む経費

本業務に関する協議、打合せ、調査、資料作成、住民意向調査の発送・回収・入力・集計、郵送料及び返信料、検討委員会出席、学識経験者に係る一切の費用、成果品作成等に要する費用は、契約金額に含むものとする。

なお、学識経験者の選定については、契約後に市と協議し決定するものとする。

### 8 著作権等

本業務により作成された成果品の著作権は、市に帰属するものとする。

受託者は、成果品について、市の承諾なく第三者に提供し、又は公表してはならない。

## 9 個人情報の保護及び適正管理

個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報保護条例を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。


## 10 特記事項





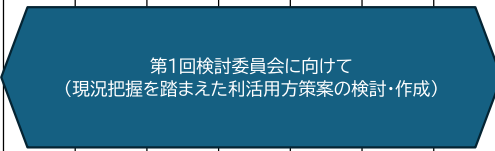

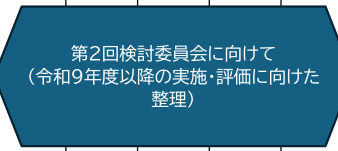



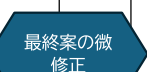


- (1)受託者は、契約書及び本仕様書に基づき、常に市と綿密な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2)業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて使用してはならない。
- (3)業務が完了し、成果品の引渡し後、内容に不備又は不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。
- (4)本業務において作成する資料及び公園利活用方策は、庁内説明、検討委員会、関係者調整等で使用することを想定し、日常利用、市民活動、地域交流、維持管理、安全管理、近隣配慮、継続性等の視点を踏まえ、令和9年度以降の実証的取組及びその後の評価・改善につながる実行可能性のある内容となるよう留意すること。
- (5)その他、本仕様書に定めのない事項については、その都度、市と受託者双方の協議の上、定める。

# 公園利活用のための検討業務委託 業務スケジュール(案)

※当該スケジュールは現時点の想定であり、業務の進捗、市との協議、検討委員会の日程調整等により変更が生じる場合がある。

実施 

集計・取りまとめ 

項目	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
1. 計画準備・業務計画書作成																								
2. 市内公園の現状整理及び課題整理																								
3. 住民意向アンケート																								
4. 公園利活用方策の検討				 第1回検討委員会に向けて (現況把握を踏まえた利活用方策案の検討・作成)						 素案	 第2回検討委員会に向けて (令和9年度以降の実施・評価に向けた整理)						 修正案	 第3回検討委員会に向けて (最終案の作成)			 修正案 (最終案)	 最終案の微修正		
5. 公園利活用検討委員会																								
6. 報告書作成																								
7. 成果品提出																								

【主な議題】  
住民意向、現状課題を  
踏まえた方策案案に対  
する検討

第1回  
◎

【主な議題】第1回を踏  
まえた方策案の検討、次  
年度に向けた実施事項・ス  
ケジュールの検討

第2回  
◎

第3回  
◎

【主な議題】第2回を踏  
まえた、次年度以降の実  
施事項、スケジュールの  
確認